

寝屋川市総合教育会議

令和 6 年 11 月 20 日（水）午後 3 時 00 分から
議会棟 5 階 第 2 委員会室

会議次第

1 開会

2 案件

- (1) これからのディベート教育の在り方について
- (2) 子どもの権利条例導入における子どもとの関わりについて
- (3) 今後の教育関連施設（こども図書館、生涯学習施設）の状況について

3 閉会

ねやがわディベートについて

1. ディベートとは

あるテーマ（論題）について、「肯定側」と「否定側」に分かれて、それぞれ理由や資料を示したり引用したりしながら自分たちの意見を主張します（立論）。そして、相手の意見に対して質問したり（質疑）反論したり（反駁）します。最後に、どちらの主張に説得力があったかを第三者である審判が判定します。

基本的に一人一役で発言時間が決められており、その間、相手が口をはさむことはできません。また、発言時間が終了したら、発言の途中であっても、それ以上の発言は認められません（判定に含まない）。

他にも、「人と意見を区別する」という考え方があり、あくまでも意見に対して質問・反論をします。感情的になってしまったり、個人を非難するような言葉を使ったりすると負けとなります。よってディベートは、必然的に、「意見を成長させ合う話し合い」となるのです。

（イメージされがちな意見のつぶし合いや論破が目的ではありません。）

2. ディベートの流れ ※白抜きが「肯定側」、網掛けが「否定側」です。

①肯定側立論	②否定側質疑	⑤否定側第一反駁	⑧肯定側第二反駁
③否定側立論	④肯定側質疑	⑥肯定側第一反駁	⑦否定側第二反駁

小学生はここまで➡ 中学生はここまで➡

※D-1 グランプリでは、小学生は「⑥肯定側第一反駁」まで、中学生は「⑧肯定側第二反駁」まで行います。

※ディベーターや審判が試合中に記録用紙として使う「フローシート」も、この順番に並んでいます（議論のつながりを分かりやすくするため）。

3. 用語について

立論 肯定側、否定側それぞれの主張を組み立てた意見のこと。

質疑 相手の立論内容で不明確な点を確認したり、反駁をしやすいするための発言を再確認したりすること。

反駁 相手の意見の弱い部分や矛盾点に対して論理的に反論すること。

・**第一反駁** 相手の立論内容について、論理的に反論すること。

・**第二反駁** 相手の第一反駁の内容について、論理的に反論すること。

アフターディベート ディベートマッチ終了後に、審判と行うふり返りやフィードバックのこと。

※普段の授業では、お互いのよさを認め合ったり、自分の意見はどちら側なのか考えたりする場としても活用しています。

4. ねやがわディベートとは

- ・「考える力」を育成するための根っことなる取組である（下図参照）。



- ・小学4年生～中学3年生まで、「総合的な学習の時間」を活用し、週1時間実施（年間 35 時間）
- ・市内全小中学校 小学5年生・中学2年生全員が参加しての D-I グランプリ (R5～) を実施
- ・お互いの意見を尊重し合い、良さを認め合う「言い認め合い」や、ディベート後に振り返り活動（下枠内参照）を行う「アフターディベート」を大切にしている。

《振り返る3つの視点》

1. ディベートを振り返る

→主張の構成の仕方や伝え方、議論の進め方等について見つめ直す。

2. 自分の意見を振り返る

→主張を支える理由づけや考えの深まり、変化の理由について見つめ直す。

3. 論題を振り返る

→論題を様々な観点から見つめ直し、新たな気づき（問題点や疑問等）を促す。

- ・ディベート実践校の視察（別紙「ねやがわディベートの研究の変遷」参照）を通して、冊子「ねやがわディベート」を毎年改訂し、全教職員に配布している。
- ・小学校低学年においても、小4からのディベート教育につながる「コミュニケーション活動」や「対話の素地を養う言語活動」を、各教科において積極的に行っている（下枠内参照）。

《低学年事例》

- リゆうを話そう・リゆうを聞こう
- 好きなもの・ことを10個聞き出そう
- 問答対話ゲーム（理由を答える、ラベリング）
- 国語「そうだんにのってください」（話す聞く）
- 「きみの視線で座らせろ」「事実と意見クイズ」【コミュニケーションゲーム】等

《中学年事例》

- 国語「山小屋で3日間すごすには」「班で意見をまとめよう」で話し合いの基本を指導
- 国語「はんで意見をまとめよう」（司会など役割分担をきめて、話し合い活動）
- ペアトーク「一分間、会話を引き出す練習」
- KJ法→立論作成→ミニディベート：論題「学校では給食がいいか、弁当がいいか。」等

ねやがわディベートの研究の変遷（令和元年～令和6年度）

年度	視察先	研究テーマ	特記事項
令和元年度	高知県の町（小学校）		・令和2年度開始に向けた先行研修
令和2年度	①関西創価中学校（ディベート部） ②滋賀県立河瀬中学校	各校実践交流	・視察の学びを寝屋川の小中学校で実践及び交流
令和3年度	コロナにより中止	①ディベートについて話し合う機会の確保 ②子どもたちの姿を次の指導に活かす ③議論がかみ合い深まる論題の研究 ④子どもたちの効果的なフィードバックを行う	・研究協力校（石津小・四中） ・教育フォーラム（オンライン）にて研究協力校が実践報告
令和4年度	東京都立富士高校附属中学校	①ジャッジの観点の研究 ②各教科とつながる「選択論題」の実践 ③支援学級在籍児童生徒の支援 ④（小）1～3年生における取組の充実 （中）卒業時の姿を見通したカリキュラムの検討	・研究協力校 （明和小・石津小・四中・八中） ・教育フォーラムにて研究協力校がディベートマッチを実施
令和5年度	熊本県立八代中学校	①探究的な学びを実現する総合的な学習の時間のテーマ設定の検討・実践 ②効果的なアフターディベートにつながる手立ての検討・実践 ③対話の素地を養う言語活動の検討・実践 ④小中一貫した指導目標とカリキュラムの検討	・研究協力校区 （四中校区・五中校区・六中校区・十中校区・友中校区） ・D-Iグランプリ2023
令和6年度	①岡山県立岡山操山中学校 ②学校法人三木学園 岡山白陵中学校 ③岡山県立岡山大安寺中等教育学校	①対話の素地を養い言語能力を高めるディベートの効果的な実践の研究 ②総合的な学習の時間におけるディベートの効果的な位置づけの研究	・研究協力校区 （七中校区・九中校区・友中校区・中中校区・望中校区） ・D-Iグランプリ2024

子どもの権利条例導入における子どもとの関わりについて

教育指導課

1 教育総合会議での検討内容

- ・子どもの声をどのように条例に反映させるか。
- ・子どもから意見を吸い上げるシステム作りについての意見交換。

2 子どもの権利条約について

(1) 子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約」は、1989年に国連で採択され、すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約である。

18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めている。また同時に、大人へと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めている。条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を具体的に定めている。

(2) 子どもの権利条約の4つの原則について

「子どもの権利条約」には次の4つの原則があり、子どもたちの権利を考えるとときには、常にこの4つの原則を忘れないことが大切とされている。

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。



差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



※日本ユニセフ協会資料から

(3) 子どもの権利条約 1～40 条（日本ユニセフ協会抄訳）

「子どもの権利条約」は全 54 条の内、具体的な子どもの権利を定めた第 1～40 条を、子どもにわかりやすい抄訳として日本ユニセフ協会で公開されている。

第 1 条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。	第 2 条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういふ人であるか、などによって差別されません。	第 3 条 子どもに もっともよいことを 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。	第 4 条 国の義務 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。	第 5 条 親の指導を 尊重 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。
第 6 条 生きる権利・ 育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。	第 7 条 名前・国籍をもつ 権利 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。	第 8 条 名前・国籍・家族関係 が守られる権利 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。	第 9 条 親と引き離されない 権利 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。	第 10 条 別々の国にいる親と 会える権利 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたるために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。
第 11 条 よその国に 連れられない権利 国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。	第 12 条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。	第 13 条 表現の自由 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。	第 14 条 思想・良心・宗教の 自由 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。	第 15 条 結社・集会の 自由 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。
第 16 条 プライバシー・名誉の 保護 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。	第 17 条 適切な情報の入手 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。	第 18 条 子どもの養育は まず親に責任 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。	第 19 条 あらゆる暴力からの 保護 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。	第 20 条 家庭を奪われた 子どもの保護 家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にすることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。
第 21 条 養子縁組 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。	第 22 条 難民の子ども 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。	第 23 条 障がいのある 子ども 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。	第 24 条 健康・医療への 権利 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。	第 25 条 施設に入っている 子ども 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。
第 26 条 社会保障を受ける 権利 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。	第 27 条 生活水準の確保 子どもは、心やからだがかたがたに成長できるように生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。	第 28 条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。	第 29 条 教育の目的 教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。	第 30 条 少数民族・先住民の 子ども 少数民族の子どもや、もともとそ土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。
第 31 条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。	第 32 条 経済的搾取・ 有害な労働からの保護 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。	第 33 条 麻薬・覚せい剤など からの保護 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこめられないように守らなければなりません。	第 34 条 性的搾取からの 保護 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。	第 35 条 誘拐・売買からの 保護 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。
第 36 条 あらゆる 搾取からの保護 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようなどから子どもを守らなければなりません。	第 37 条 拷問・死刑の禁止 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはねられても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。	第 38 条 戦争からの保護 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。	第 39 条 被害にあった子どもの 回復と社会復帰 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどるよう支援を受けることができます。	第 40 条 子どもに関する司法 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

3 「寝屋川市子どもの権利に関する条例の策定に向けた」取組状況について (こども部 こどもを守る課)

(1) 経緯

「こども基本法」の制定や「児童福祉法」の一部改正などにより、子どもを守るための具体的な取り組みが求められている中、本市はこれまでも「子どもたちをいじめから守るための条例」や「子どもの健やかな成長のための受動喫煙条例」などの子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるための個別条例を制定してきた。これらの個別条例を包含するとともに、全ての子どもを自立した個として尊重し、市や大人、社会が子どもとどう関わっていくのか、どういう子どもを育てていくのかなど、今後の子ども施策に対する市の姿勢を示すため、子どもの権利に関する総合的な条例を制定する。

(2) 策定について

本条例を策定するにあたり、「子どもの権利に関する条例案策定審議会」を立ち上げ、条例案を審議する。子ども・子育てや子どもの権利に関する専門的知識や経験に基づいた条例案を審議する趣旨から、学識経験者、事業従事者及び関係団体並びに庁内関係部長による検討、審議を進めていく。また、条例案の策定を進めていく中で、パブリックコメント等により市民や当事者である子どもの意見を聞くことを検討する。条例の策定期限については、令和7年度中の策定を目指して進めていく。

(3) 審議会について

審議会は、12名で構成される。

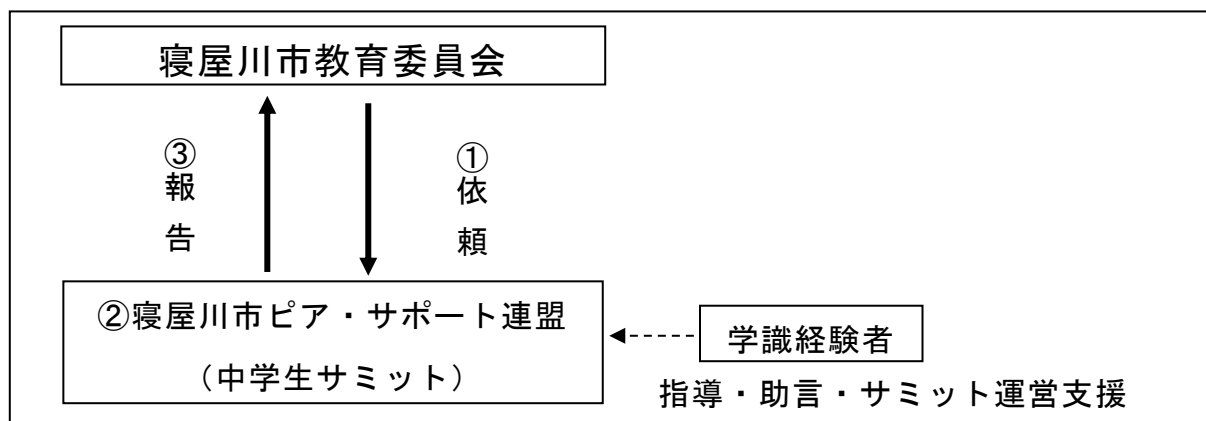
審議会委員	人数
大学教授や弁護士などの学識経験者	3名
子ども・子育てに関する事業に従事する者	2名
小学校校長など学校教育に従事する者	2名
民生委員・児童委員協議会及び大阪府子ども家庭センター職員	2名
庁内関係部長	3名

4 教育委員会の取組状況について

(1) 中学生サミットの取組について

市内全中学校の生徒会代表を参集し、中学生サミットを開催している。これまで、様々な議題に対し、生徒主体で議論し協議を重ね、取り組んできた実績を踏まえ、令和6年度の中学生サミットを開催する中で、校則などについて、議論や協議を行い、市全体で統一した校則などを定めていく。日本ユニセフ協会から講師を招聘し、子どもの権利条約について、自分たちで意見を表明し、議論することの大切さを学び、生徒主体で見直すことにより、自らが決めた校則などを尊重し、学校生活をより良いものにしようとする意識の醸成につなげていく。開催にあたり、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」に基づき、課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等も行いながら生徒指導の充実をさせていく。

(2) 校則等の見直し方式について



《流れ》

- ① 教育委員会から寝屋川市立中学校ピア・サポート連盟に依頼
- ② 寝屋川市立中学校ピア・サポート連盟
 - ・ 各校生徒会生徒の顔合わせ
 - ・ 中学生夏サミットの開催
 - ・ 中学生サミット交流会の開催
 - ・ 中学生冬サミットの開催
 - ・ 市内中学校における校則等の見直しについて教育委員会に報告
- ③ 報告を踏まえて、市内中学校における校則等の見直し

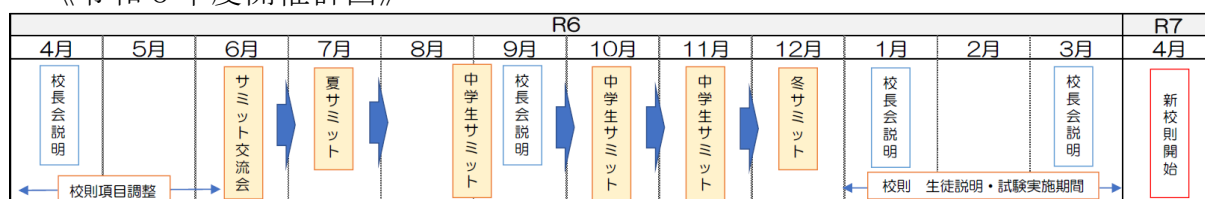
(3) 期待される効果

生徒については、校則等の見直しに参画することにより、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。

学校については、生徒の意見等を踏まえた校則等の見直しにより、校則を守らせることだけでなく、教員が生徒の背景や理由について、理解することにより、成長を促す生徒指導等に期待できる。

(4) 中学生サミット開催計画

《令和6年度開催計画》



各中学生の代表による中学生サミットの開催にあたり、生徒の意見や学識経験者等からの様々な意見や助言も踏まえながら、校則等について議論し、協議された内容も含めて見直しを行う。

(5) 中学生サミット取組状況

中学生サミット通信において、取組内容を発行している。

中サミ通信・第1号

令和6年度 中学生サミット本格始動！

平成 19 年度から始まった中学生サミットが、コロナ禍の影響による中断を経て、昨年度から再開されました。そして、今年度の中学生サミットが本格始動し始めました。さて、文部科学省では令和 4 年 12 月に生徒指導提要が改訂され、児童生徒が主体的に学校生活をより充実させていくために、話し合いや協力する活動がより重要であると示されております。また、令和 6 年 4 月に子ども家庭庁が発足し、子どもが真ん中の社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聞き、子どもの一番の利益を考えることがより重視されています。今年度、兵庫県立大学の竹内先生と甲南女子大学の富田幸子をコーディネーターとして助言いただきながら、より子どもの主体性を育む活発な中学生サミットを目指していきます。

現在、7 月 22 日（月）に開催予定の夏サミットに向けて担当者会議や生徒打ち合わせを実施しているところです。

令和6年度 中学生サミット 今後の予定

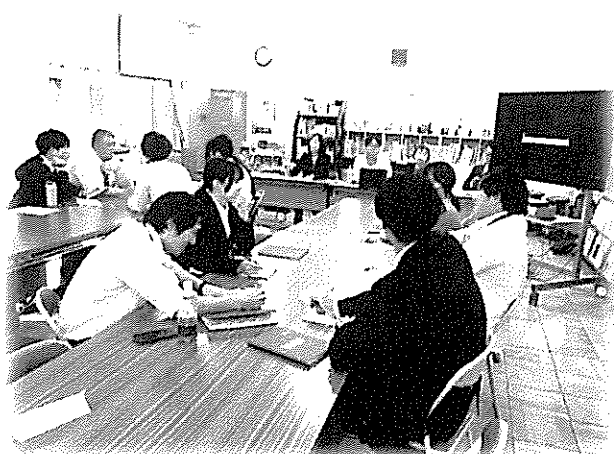
日程	内容
4月19日(金)	第1回生徒会担当者会議
5月8日(水)	第1回生徒会生徒打ち合わせ
5月14日(火)	第2回生徒会担当者会議
6月3日(月)	第2回生徒打ち合わせ
6月10日(月)	第3回生徒打ち合わせ
7月22日(月)	夏サミット
8月5日(月)	サミット交流会
9月上旬	第4回生徒打ち合わせ
10月下旬	第5回生徒打ち合わせ
12月25日(水)	冬サミット

第1回担当者会議の開催！

4 月 19 日（金）、第六中学校にて、第 1 回担当者会議が開催されました。

会議では、今年度の中学生サミットについて、こういった方向性で実施していくか、グループ討議を行いながら、議論されました。議論の中では、先生方が自校をよりよくするために生徒会の生徒たちをどう活躍してもらうか、熱く議論されていました。

また今年度、サミットリーダーとして中学生サミットをリードしていただける先生方も決まり、今後、リーダーを中心に、担当者である先生方がより結束し、中学生サミットを支えていきます。



第1回生徒打ち合わせの開催！

5月8日（水）、第六中学校にて、第1回生徒打ち合わせが開催されました。市内全中学校の生徒会代表の生徒が集まり、「自校の良いところ」と「自校の改善したいところ」をテーマにグループ討議しました。集まった図書室は、生徒会代表の生徒たちの熱気で換気が必要なぐらい、盛り上がり、様々な意見が交わされていました。

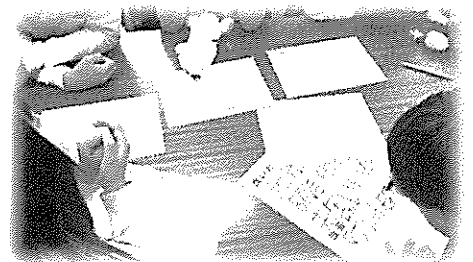
生徒会代表の生徒たちからの意見

【自校の良いところ】

- ・元気がいいところ。・学校行事に全力で取り組めるところ。
- ・先生がいい人。・部活動に積極的に取り組めるところ。

【自校の改善したいところ】

- ・校則を守れていない人がいること。
- ・校則が学校によって少し違うところ。
- ・下靴や標準服など、生徒の意見を反映させたい。
- ・タブレットの扱いが丁寧じゃない人がいること。 など



生徒からの意見の中に、学校内でのルールや校則について見直したいという意見などが出されました。

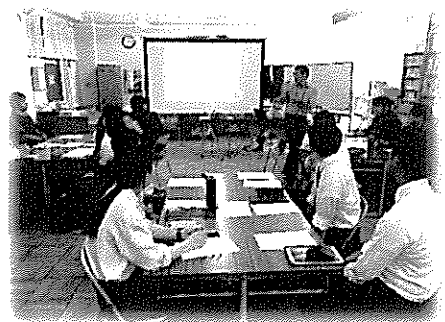
各中学校の生徒会代表の生徒たちが自分たちの学校生活について、主体的に意見交流する姿はとても心強いものでした。

第2回担当者会議の開催！

5月14日（水）、第六中学校にて、第2回担当者会議が開催されました。この日は、オンラインで日本ユニセフ協会の方をお招きし、「子どもの権利条約」について、生徒会担当の先生方向けにご講演頂きました。

子どもの権利条約では、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」の4原則があることなど、子どもの権利についてより深く学ぶことができました。また、参加した先生の中から、「子どもと接するときに、忘れてはいけない大切なことを再度、確認できるととても良い機会となりました」という感想がありました。

また、第2回担当者会議では、より校則について活発な意見を交わせるよう市内12校の中学校を3つのグループに分けて、定期的に意見交流していくことが決まりました。



中サミ通信・第2号

日本ユニセフ協会からの講演を実施！

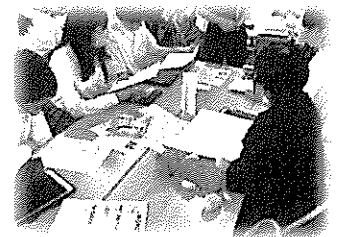
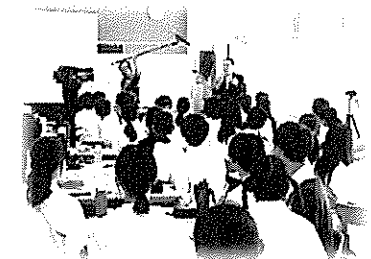
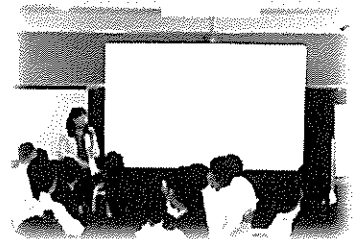
6月3日（月）に、第2回生徒会代表が集合し打ち合わせを実施しました。当日は、日本ユニセフ協会から鈴木有紀子氏をお招きし、子どもの権利条約について、ご講演いただき、生徒及び教職員とともに、深く学ぶことができました。

子どもの権利条約がすべて記載されたパンフレットをもとに、今学校生活を送る中で、どの権利を大切にしたいかという質問に対し、各グループに分かれて、様々な意見交流が行われました。生徒代表の中からは、「意見を表す権利が最も大切にしたいと感じた」という声や「差別の禁止を一番大切にしていきたい」といった意見が出されていました。

また、全中学校に実施するアンケートについて、どのような工夫が考えられるかという問いに対して、「意見をいいやすく、匿名にしたほうがいいのでは」など、まさに子どもの権利条約の「意見を表す権利」を考慮した意見が多く出されていました。

当日、教育長もご多用にも関わらず、お越し頂き、子どもの熱意ある姿を直接、ご覧いただきました。教育長からは、日ごろよりディベート教育等の教育活動で互いの意見を聞き、交流してきた成果であり、これからも頑張りたいというお話をいただきました。

今後、生徒会代表でアンケート協力の呼びかけ動画を撮影し、全中学校でアンケートを実施していきます。



生徒会代表の生徒たちからの主な感想

- ・日本ユニセフ協会の方や教育委員会の方、竹内先生や富田先生から、子どもの権利条約やサミットについて教えていただいたり、各学校の生徒会と子どもの権利等について話し合えたり、とても勉強になりました。また、寝屋川市の中学校をよりよくするために、子どもの権利条約を生徒にもっと知ってもらう必要があると思いました。そこで、校内放送で子どもの権利条約について放送したいと思いました。
- ・このサミットは、僕にとって初めてのサミットですごくステップアップできたと思う。同じ市内でも学校が違うだけで、感じ方が違うなど、初めて会う人と意見を交わし、多様な視点があることに気づけた。
- ・回数を重ねるごとに、周りの人とコミュニケーションをとることに慣れてきた。自分の中学校の取組と他校の取組の違いをより知ることができた。今後、持ち帰って学校で活かしたいと感じることができた。

生徒会代表によるアンケート協力動画を撮影！

6月10日(月)、第六中学校で、生徒会代表による動画撮影を行いました。時間が限られた中で、動画出演者や動画のシナリオ等、一生懸命考え、当日を迎えました。その結果、動画の撮影は予定していた時間通りに撮り終えることができました。

特に、動画出演した生徒たちは、渡された台本をすぐに覚え、その場面に応じた演技を熟演しており、中学生が持っている力がとても大きいことを改めて知ることができました。

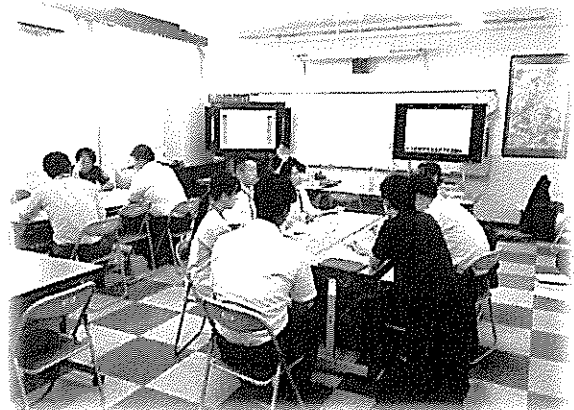


第3回担当者会議の実施！

6月12日(水)、第六中学校にて、第3回担当者会議が実施されました。これまで実施してきたことの振り返りや7月22日の中学生サミットに向けての日程確認、当日の役割分担等を生徒会担当の先生方と打ち合わせしました。

【担当者からの主な意見】

- ・これまでの振り返りの中では、どのように取り組んできたかをどの担当教諭が参加しても把握できるよう、議事録等の記録を残していくべき。



中サミ通信・第3号

中学生サミット夏サミットを実施！

7月22日（月）に、寝屋川市立エスポアルにて、夏サミットを実施しました。

午前中は、各校の自校紹介を実施しました。

各校からは生徒会によるお昼の放送の工夫や募金活動、マスコットキャラクターの作成、ポジティブ行動支援の取組など、いろいろな特色ある取組が紹介され、よりよい生徒会活動を目指すうえで、とてもよい情報交流の場となりました。

午後からは、Aブロック（一中、二中、八中、中中）、Bブロック（三中、六中、十中、友中）、Cブロック（五中、七中、九中、望中）の各ブロックから、「理想の校則」について提案され、今後の校則について、グループごとに協議しました。

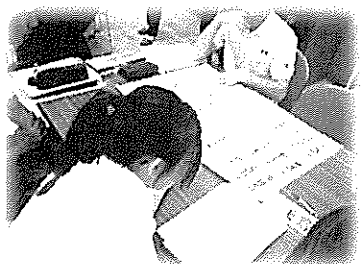
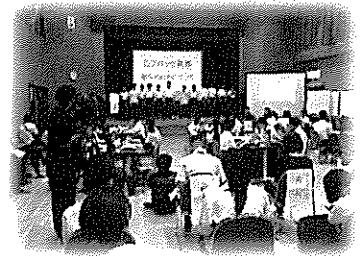
グループ協議では、校則の中でも「標準服」や「髪型」「持ち物」などの項目に分類し、話し合われました。

中でも、各校によって、普段の部活動で、スポーツ飲料の持込みが可能になっている学校と、土日など試合等のときにだけ、許可されている学校があるなど、校則の違いがわかりました。

また、自分の学校でも許可されていることを把握しきれていないことが分かるなど、再度、自校の校則を確認し、学校全体に周知する必要があることもわかりました。

さらに、標準服や髪型については、「中学生らしい」という言葉について、活発な意見交流がなされ、TPOをわきまえることが重要であることを再確認することができました。

当日、日本ユニセフ協会の鈴木有紀子先生にオンラインで、夏サミットの様子をご覧いただき、子どもの権利条約を意識した話し合いが行われ、とても素晴らしいサミットであったというお言葉を頂きました。また、教育長もご多用にも関わらず、お越し頂き、子どもの熱意ある姿を直接、ご覧いただきました。



中学生サミット、サミット交流会を実施！

8月5日（月）、望が丘小中学校で、生徒会代表によるサミット交流会を行いました。

午前中の前半に、大阪府青少年活動財団をお招きし、人間関係プログラム（HRT プログラム）で様々な課題を解決するために、協力したり、話し合ったりすることで、全中学校の生徒会代表のメンバーが、より結束できるよい時間となりました。

午前中の後半には、前回の夏サミットで話し合われていた、持ち物などを話し合い、各校での決まりの違いを把握しました。

今後、話し合った内容を各校に持ち帰り、学校の先生方と校則について意見交流を行っていくこととなりました。



午後からも、人間関係づくりのプログラムを経て、様々なことについて、話し合いが行われました。部活動やトイレのことなどについては、当日、ご参加いただいた教育長から直接、丁寧なご説明をいただき、生徒会代表の生徒は、自分たちのことだけでなく、今後の後輩のためにも、引き続き、意見交流することの重要性を改めて感じることができました。

また、標準服については、どのような標準服がよりよいか、活発な意見交流が行われました。特に、経済的な部分を考慮する意見やユニホームとして標準服を大切にしたい意見などがありました。

参加いただいた、日本ユニセフ協会の鈴木有紀子先生からは、子どもたちが真剣に意見を交わしたことに對して、教育長自らがご答えいただけることの素晴らしさやありがたさなどについて、お話いただきました。

今後、9月、10月にも生徒会代表が集まり、12月25日の冬サミットに向けて、引き続き、話し合いを行っていく予定です。

今後の教育関連施設の状況について

- 1 (仮称) こども専用図書館
- 2 生涯学習（多機能）施設

(仮称) こども専用図書館

1 (仮称) こども専用図書館

1 施設整備のコンセプト

子どもの好奇心を引き出す空間に、子どもの探求心や想像力を養うことにつながる絵本など、子どもたちが読みたい、保護者が子どもに読んでほしいと思う図書が充実し、また、子育て支援機能も併せ持った『子どもの学びと成長』を支援する施設として整備する。

2 施設の概要

- ・所在地 寝屋川市駅前 アドバンスねやがわ2号館3階
- ・延床面積 1,678㎡（共用部分を含む）

3 施設の機能

- 1) 図書館機能（蔵書数 約53,000冊）、学習スペースの拡充
- 2) 子育て支援事業
 - ・地域子育て支援拠点（おやこ・ほっとステーション）の機能
 - ・一時預かり事業の実施（20人定員）



■親子で食事もしめる遊びと交流の場



■洞窟の閲覧スペース

4 スケジュール

令和6年3月	設計完了
令和6年12月	工事契約（市議会の承認が必要）
令和6年12月末	駅前図書館 閉館
令和7年2月	工事着工（工事期間：約10か月）
令和8年度	開館予定



■学習ブース

5 期待する相乗効果

①子どもの非認知能力の向上

幼児期における「遊び体験」や「本を通じた豊かな経験」は、子どもの非認知能力（意欲、協調性、粘り強さ、創造性、コミュニケーション能力など）を向上させる上で重要であると考えられており、こども図書館では、子育て支援と図書館（本の提供）を同じ場所で開催することにより、一度に双方のサービス（子育ての「遊び」・図書館での「本の楽しさ」）を提供することができる。

②より広く子育て支援・図書館サービスの提供が可能

子育て支援機能を図書館に付加した、こども図書館では、絵本の読み聞かせや絵本の閲覧など、本との触れ合いを目的に来館した方々に対しては、子どもの遊び場や親子の交流、子育てに係る情報、子育て相談等といった、子育て支援サービスを提供することができる。

一方、子育て支援サービスを受けることを目的に来館した方々に対しては、身近な場所に多くの本があり、また、本と人をつなぐ司書がすぐ近くにいることにより、自然と本に触れ合うことができ、本の楽しさを知っていただく機会を提供することができる。

③重複する機能の整理

駅前図書館や、おやこほっとステーションでは、乳幼児に対して、それぞれ絵本の読み聞かせやおはなし会、紙芝居など、本と触れ合う取組を行っている。そうした重複する機能を整理し、双方の専門性を活かし、より充実した事業を実施することができる。

⇒ 子育て支援機能を図書館に付加し、「また行きたくなる空間」を創出することによって、子どもたちが何度でも訪れたいと思える施設とする。



全体鳥瞰図



おはなし・らぼ（おはなし室）



はぐくみ・らぼ（一時預かりスペース）

生涯学習（多機能）施設

2 生涯学習（多機能）施設

1 施設整備のコンセプト

「落ち着きのある、学びと活動の拠点」をコンセプトに、学生からシルバー世代まで多世代がともに学び、交流を深め、多様なライフスタイルにも幅広く対応できる、『市民の学びと活動を支援し、人と人とのつながりを育む』中核施設として整備する。

また、4階の中央図書館、今後整備が予定されている屋上との連携を踏まえた施設とすることで、人と人との交流が自然に生まれる駅前のにぎわいに寄与する施設とする。

2 施設の概要

- ・所在地 寝屋川市駅前 アドバンスねやがわⅠ号館5階
- ・延床面積 2,184㎡（バックヤードを除くと1,600㎡）



外観（アドバンスやがわⅠ号館）



5階の現状

2 生涯学習（多機能）施設

3 主な機能（案）

1) 生涯学習機能

音楽やダンス、太鼓、書道、絵画や工芸など様々な生涯学習に対応した諸室

2) コミュニティ機能

祭事やイベント、地域の集会などコミュニティの活性化や、子育てや高齢者など多世代にわたって利用でき、にぎわいの創出や交流を促す空間

3) 多目的ホール機能

研修や講演会に加え、市民が生涯学習を通じて得た成果を発表、鑑賞する場としても幅広く利用可能な収容人数
100人～150人程度の多目的室 など

4) 中央高齢者福祉センター機能

管理人室、生活相談室、健康相談室、教養娯楽室、集会室 など

（※中央高齢者福祉センター機能の内、駅前に集約できる機能に移管）

4 スケジュール

令和7年6月	設計完了
令和8年3月	工事契約（市議会の承認が必要）
令和8年4月	工事着工（工事期間：約10か月）
令和9年3月	開館予定

2 生涯学習（多機能）施設

【ゾーニング（案）】

